

### 3 魅力と働きがいのある職場づくりに向けて

#### (関係者の役割)

- 介護を支えるすぐれた人材の確保については、国、地方公共団体、事業者、介護従事者、国民がそれぞれの立場から役割を果たし、貢献することが求められる。具体的には、次のような点が考えられる。
  - ・ 国一制度（資格法、介護保険法等の社会保障制度各法）を企画立案し、基準、報酬等を策定、費用の一部分担をする
  - ・ 地方公共団体—事業者の指導監督、計画の策定、費用の一部分担をする
  - ・ 事業者—事業を運営し、従事者を雇用する
  - ・ 従事者—サービスを実行する
  - ・ 国民—サービスを選び利用する、税と保険料を負担し制度を支えている者

#### (人材確保指針の見直し)

- 社会福祉法の規定に基づき「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」が1993年〔平成5年〕に策定されているが、近年の介護従事者の需給状況を踏まえ、見直しを行う必要がある。

#### (雇用管理の改善等)

- 「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく介護労働者雇用管理等改善計画が2006年〔平成18年〕3月に改正され、介護労働者の離職率の低減、教育・研修の実施率の向上、仕事の満足度の向上に取り組むこととされた。また、同法に基づき、介護労働者の雇用管理の改善（雇用管理の改善のための相談、援助事業、助成金の活用促進等）、能力の開発及び向上を図るための施策（介護労働安定センター等による介護労働者の能力開発等）等が実施されていくこととなっている。
- さらに、介護労働者の雇用管理の改善を進める際の参考となる雇用管理モデルの策定に向けて、有識者、実務家等による検討が行われているところである。

#### (福利厚生の充実)

- 介護職員の離職率を下げ、定着を促進するための対策も必要であり、例えば、ストレス、健康問題などモチベーションを阻害するものの除去と、処遇、内部評価などモチベーションを高めるものが必要であると考えられる。

- このような観点から、健康の保持増進等の福利厚生上の配慮を行うことも、職員の定着促進には有効であると考えられる。
- 規模の小さい事業所においては、単独で福利厚生の充実に取り組むことが困難であり、多くの事業者が共同した取り組みが必要であり、社会福祉法の規定に基づく指定法人である福利厚生センターの活用等を図るべきである。

#### (人材の確保)

- 今後、介護分野で必要な労働力を確保していくために、社会福祉法に基づき都道府県知事から指定を受けている都道府県福祉人材センターによる無料職業紹介事業の積極的な展開や、潜在マンパワーの掘り起こし、職業安定機関との連携の強化などが期待される。
- また、都道府県福祉人材センター等において介護の分野に就職しようとする者に対し、介護の職場に関する情報を提供するとともに、福祉の現場への復帰を希望する介護福祉士資格保持者（「潜在的介護福祉士」）を支援する観点から、復帰に必要な再研修の場を検討する必要がある。

#### (社会的評価)

- 介護業務の社会的評価も重要であり、福祉教育の推進、普及、介護の業務についての啓発活動、ボランティア活動の振興等により、地域住民さらには国民の福祉に対する理解を深める取り組みが必要である。
- さらに、団塊の世代が定年を迎えていく中で、これらの者を単に介護される側としてみるだけでなく、ボランティア等広く福祉の社会活動に参画できるようにすることが重要である。

#### (すぐれた人材の確保と経営)

- 介護サービスが普遍化し、利用者が選択する時代の中で、介護は利用者に対し直接サービスが提供されるものであり、サービスの質が人材の質に他ならないことを考慮すると、個々の福祉経営にとっても、すぐれた人材を確保育成することは大きな課題である。
- このような観点から、介護職員のキャリアアップとそれに応じた賃金、ポスト等の処遇の向上が重要であり、これらによる介護職員の定着は、経営組織全体にとってもスキル、サービスの質の維持・向上をもたらすことになる。
- これらの問題の多くは、零細企業に共通する問題でもあり、すぐれた人材を確保するためには、経営基盤の強化を図る必要があり、一法人一施設

の経営、施設単位の経営及び法人経営不在といった従来型の経営モデルからの転換が図られなければならない。

(介護報酬等での評価)

- 介護従事者の能力の向上に応じた処遇を行うためには、介護報酬等での介護福祉士の評価が重要である。
- 2006年度〔平成18年度〕の介護報酬の改定においては、訪問介護について特定事業所加算を創設し、人材要件として、事業所のホームヘルパーについて介護福祉士の割合が30%以上である場合に加算を行うなどとされたところである。
- 今後もこのような介護報酬上の取組みを積極的に進め、介護従事者の能力向上を支援し、優れた福祉人材を配置する経営を支える施策が求められる。

介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する  
検討会委員名簿

(座長)

氏 名	職 名
阿部 正浩	獨協大学経済学部助教授
井部 俊子	聖路加看護大学学長
江草 安彦	社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長
京極 高宣	国立社会保障・人口問題研究所所長
國光登志子	立正大学社会福祉学部助教授
高橋福太郎	全国高等学校長協会家庭部会福祉科高等学校長会会長 (平成18年4月1日から全国福祉高等学校長会理事長)
田中 雅子	社団法人日本介護福祉士会会長
対馬 徳昭	株式会社ジャパンケアサービス代表取締役
中島 健一	日本社会事業大学社会福祉学部教授
樋口 恵子	高齢社会をよくする女性の会代表
廣江 研	全国社会福祉施設経営者協議会介護保険事業経営委員長
堀田 聰子	東京大学社会科学研究所助手
柘田 和平	全国老人福祉施設協議会老施協総研研究委員
綿 祐二	文京学院大学人間学部人間福祉学科教授
和田 敏明	ルーテル学院大学総合人間学部社会福祉学科教授

※ 五十音順

※ 職名は第1回検討会時点（平成18年1月31日）のもの

## 介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する 検討会開催経過

### ◎第1回（平成18年1月31日）

- 検討の背景について
- 介護福祉士をめぐる現状と課題の論点整理
- 今後の検討事項について

### ◎第2回（平成18年2月27日）

- 介護福祉士をめぐる現状と課題の論点整理
- 期待される介護福祉サービス及び介護福祉士像
- プレゼンテーション
  - ・ 特養ホームを良くする市民の会 本間郁子理事長「利用者の立場から求められる介護福祉サービスと介護福祉士像」
  - ・ 文部科学省初等中等教育局参事官付 矢幅清司教科調査官「日本の教育制度における福祉科教育の位置付け、現状及び今後の課題について」
  - ・ 高橋委員「高校福祉科における教育内容、現状及び今後の課題について」
  - ・ 学校法人つしま記念学園 対馬輝美副理事長「養成の現場から見た意見」
  - ・ 対馬委員「サービスの現場から見た意見」

### ◎第3回（平成18年3月16日）

- 介護福祉士をめぐる現状と課題の論点整理
- 期待される介護福祉サービス及び介護福祉士像
- プレゼンテーション
  - ・ 財団法人社会経済生産性本部 北浦正行社会労働部長「民間部門全体からみた介護労働者の現状と課題」
  - ・ 江草委員「社団法人日本介護福祉士養成施設協会としての考え方」
  - ・ 田中委員「社団法人日本介護福祉士会としての考え方」

### ◎第4回（平成18年4月10日）

- 養成課程の教育内容
- プレゼンテーション
  - ・ 高齢者認知症介護研究・研修東京センター 永田久美子主任研究主幹「認知症介護のサービス向上の観点から求められる介護福祉士像とその専門的知識と技術」

- ・ 堀田委員「介護福祉士資格のあり方とサービス提供責任者の役割」
- ・ 中島委員「大学において、介護福祉士に必要な資質、能力を得るために必要な養成のあり方」
- ・ 綿委員「大学において、介護福祉士に必要な資質、能力を得るために必要な養成のあり方」
- ・ 和田委員「介護福祉士に必要な資質、能力を得るために必要な養成のあり方」

◎第5回（平成18年4月24日）

- これまでの主な論点
- 介護福祉士養成のカリキュラム・シラバスの検討について
- 介護労働者の状況等

◎第6回（平成18年5月15日）

- 教育環境・教育方法
- プレゼンテーション
  - ・ 東京福祉専門学校教務部介護福祉科 白井孝子専任講師「教員からみた介護福祉士の養成について」
  - ・ 認知症介護研究・研修東京センターユニットケア推進室 荻野雅宏研修主幹「介護の現場からみた介護福祉士の養成に望むこと」

◎第7回（平成18年6月12日）

- 検討会報告書とりまとめに向けての骨子
- 資格制度のあり方
- 教育内容（カリキュラム・シラバス）の充実
- 実習のあり方
- 介護福祉士養成施設のあり方
- 資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ

◎第8回（平成18年7月3日）

- 報告書とりまとめ

# 参 考 資 料

- 資料1 介護福祉士制度の概要
- 資料2 介護福祉士の登録者数等の状況
- 資料3 介護職員に占める介護福祉士の状況
- 資料4 介護職員数の将来推計
- 資料5 介護福祉士の資格取得方法見直し案のイメージ
- 資料6 履修科目・教育内容の抜本的見直し

## 介護福祉士制度の概要

### 1 経緯及び概要

1987年（昭和62年）3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」（意見具申）に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」が第108国会において1987年（昭和62年）5月21日成立、同5月26日公布された。

### 2 定義

介護福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」をいう。

### 3 資格取得方法

介護福祉士資格取得方法は、大きく以下の3つのルートがある。

- ① 厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設を卒業する途
- ② 3年間の介護の現場での実務経験を経た後、国家試験に合格する途
- ③ 厚生労働大臣が指定する科目を履修する福祉系高校を卒業（卒業見込を含む）し、国家試験に合格する途

### 4 介護福祉士国家試験の概要

#### ○形態

- ・年1回試験（第1次試験（筆記試験）、第2次試験（実技試験））
- ・筆記試験については1月下旬、実技試験については3月上旬に実施。

なお、実技試験について、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習（介護技術講習）を修了した者に対して実技試験を免除する制度を2005年度（平成17年度）から導入。（2005年度（平成17年度）介護技術講習修了者：34,468人（2006年（平成18年）1月30日までに報告された人数）

#### ○筆記試験の科目（13科目）

- ①社会福祉概論 ②老人福祉論 ③障害者福祉論 ④リハビリテーション論
- ⑤社会福祉援助技術（演習を含む）、⑥レクリエーション活動援助法、
- ⑦老人・障害者の心理、⑧家政学概論 ⑨医学一般、⑩精神保健、⑪介護概論、
- ⑫介護技術、⑬形態別介護技術

#### ○実施機関

社会福祉士及び介護福祉士法第10条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した（財）社会福祉振興・試験センター

#### ○試験の実施状況（2005年度（平成17年度）実施の第18回試験結果）

受験者数130,034人、合格者数60,910人（合格率46.8%）



## 介護福祉士の登録者数等の状況

	登録者数(人)			参 考			
	(累 計)			養成施設 入学定員 (人)	国 家 試 験		
	養成施設	国家試験			合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格率 (%)
1989年 (平成元年)	2,631	8	2,623	4,628	2,782	11,973	23.2
1993年 (平成5年)	34,547	12,762	21,785	8,711	6,402	11,628	55.1
1998年 (平成10年)	131,636	58,731	72,905	18,818	15,819	31,567	50.1
2003年 (平成15年)	351,267	147,557	203,710	25,431	32,319	67,363	48.0
2004年 (平成16年)	409,369	165,924	243,445	25,916	39,938	81,008	49.3
2005年 (平成17年)	467,701	185,703	281,998	26,810	38,576	90,602	42.6
2006年 (平成18年)	544,884	205,375	339,509	27,105	60,910	130,034	46.8

(注)登録者数は、各年9月末現在の人数。(2006年(平成18年)は5月末現在の人数。)  
養成施設の入学定員は、各年4月1日現在の人数。

## 介護職員に占める介護福祉士の状況

区 分		介護職員(人)	うち介護福祉士(人)	比率(%)		
介護 保険 事業	施設 サービス	介護老人福祉施設	136,960	57,346	41.9	
		介護老人保健施設	85,151	37,834	44.4	
		介護療養型医療施設	45,929	8,674	18.9	
		計	268,040	103,854	38.7	
	在宅 サービス	訪問介護	153,232	25,523	16.7	
		訪問入浴介護	6,858	1,306	19.0	
		通所介護	79,190	16,034	20.2	
		通所リハビリテーション	33,015	8,937	27.1	
		短期入所生活介護	46,047	17,970	39.0	
		認知症対応型共同生活介護	55,685	—	—	
		特定施設入所者生活介護	16,089	—	—	
		計	390,116	69,770	17.9	
	介護 保険 事業 以外	施設 サービス	保護施設	2,909	1,046	36.0
			老人福祉施設	17,962	5,942	33.1
身体障害者更生援護施設			14,561	5,127	35.2	
婦人保護施設			9	—	—	
児童福祉施設			2,449	734	30.0	
知的障害者援護施設			1,820	250	13.7	
精神障害者社会復帰施設			7	3	42.9	
その他の社会福祉施設等			13,284	2,240	16.9	
計			53,001	15,342	28.9	
在宅 サービス		身体障害者居宅介護等事業	32,257	6,306	19.5	
		知的障害者居宅介護等事業	11,236	2,229	19.8	
		児童居宅介護等事業	7,621	1,547	20.3	
		身体障害者デイサービス事業	2,077	—	—	
		知的障害者デイサービス事業	306	—	—	
		計	53,497	10,082	18.8	
全 体 計		764,654	—	—		
介護福祉士の数が分かる施設、事業の合計		690,488	199,048	28.8		

※単位(人)については、常勤換算数。

※介護保険事業については「介護サービス施設・事業所調査」(2004年(平成16年)10月1日時点)、介護保険事業以外については「社会福祉施設等調査報告」(2003年(平成15年)10月1日時点)から引用。

※児童福祉施設の介護職員数は、「介助員」の数。

※介護保険事業以外の在宅サービスの介護福祉士数は、「身体障害者居宅介護等事業」「知的障害者居宅介護等事業」「児童居宅介護等事業」における介護福祉士の数の合計。

※身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業の介護職員数は、それぞれ「介護福祉士」と「ホームヘルパー」の数の合計。

# 介護職員数の将来推計

## I 介護サービス対象者数の推計

○ 要介護認定者等数、介護保険利用者数及び後期高齢者(75歳以上)数の推計

単位:万人

		2004年 (平成16年)	2008年 (平成20年)	2011年 (平成23年)	2014年 (平成26年)	2024年 (平成36年)	2030年 (平成42年)
要介護認定者等数	予防効果なし【A】	410	520	580	640	—	—
	予防効果あり【B】	—	500	540	600	—	—
【C】		330	410	450	500	—	—
介護保険利用者数	うち施設	80	100	100	110	—	—
	うち在宅	250	310	350	390	—	—
後期高齢者(75歳以上)数【D】		1110	1290	1430	1530	1980	2100

<出典> 要介護認定者等数 : 第18回社会保障審議会介護保険部会(2004年(平成16年)10月29日)資料  
 介護保険利用者数 : 第19回社会保障審議会介護保険部会(2004年(平成16年)11月15日)資料  
 後期高齢者(75歳以上)数 : 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(2002年(平成14年)1月推計)」

(注1) 介護保険利用者数【C】は、現行の要介護認定者等数【A】がベース。なお、要介護認定者等数と一致しないのは、入院、家族介護等により、介護保険の利用率が8割程度であるため。

(注2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(2002年(平成14年)1月推計)」によると、2030年が後期高齢者数のピーク。

## II 介護保険事業に従事する介護職員数(常勤換算数)の推計

○ 2004年(平成16年)の介護職員数(65.8万人)を基準に、Iの各推計と同じ伸び率で増加すると想定して算定

単位:万人(常勤換算数)

いずれの推計を使用しても、2014年(平成26年)の介護職員数は90~100万人程度であり、今後10年間で年間平均2.5~3.5万人程度の増加と見込まれる。		2004年 (平成16年)	2008年 (平成20年)	2011年 (平成23年)	2014年 (平成26年)	2024年 (平成36年)	2030年 (平成42年)
	【A】のケース	65.8	83.5	93.1	102.7	—	—
	【B】のケース	施設 26.8 在宅 39.0	80.2	86.7	96.3	—	—
	【C】のケース		81.9	88.1	97.7	—	—
	【D】のケース		76.5	84.8	90.7	117.4	124.5

<出典> 2004年(平成16年)の介護職員数 : 2004年(平成16年)介護サービス施設・事業所調査

(注3) 介護職員は、介護保険施設及び居宅サービス事業所等における従事者のうち、介護福祉士、訪問介護員等の介護関係業務に従事する者をいう。

(注4) 【C】のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したものの。

○ 参考 : 介護職員数を実数ベースで算定したもの

単位:万人(実数)

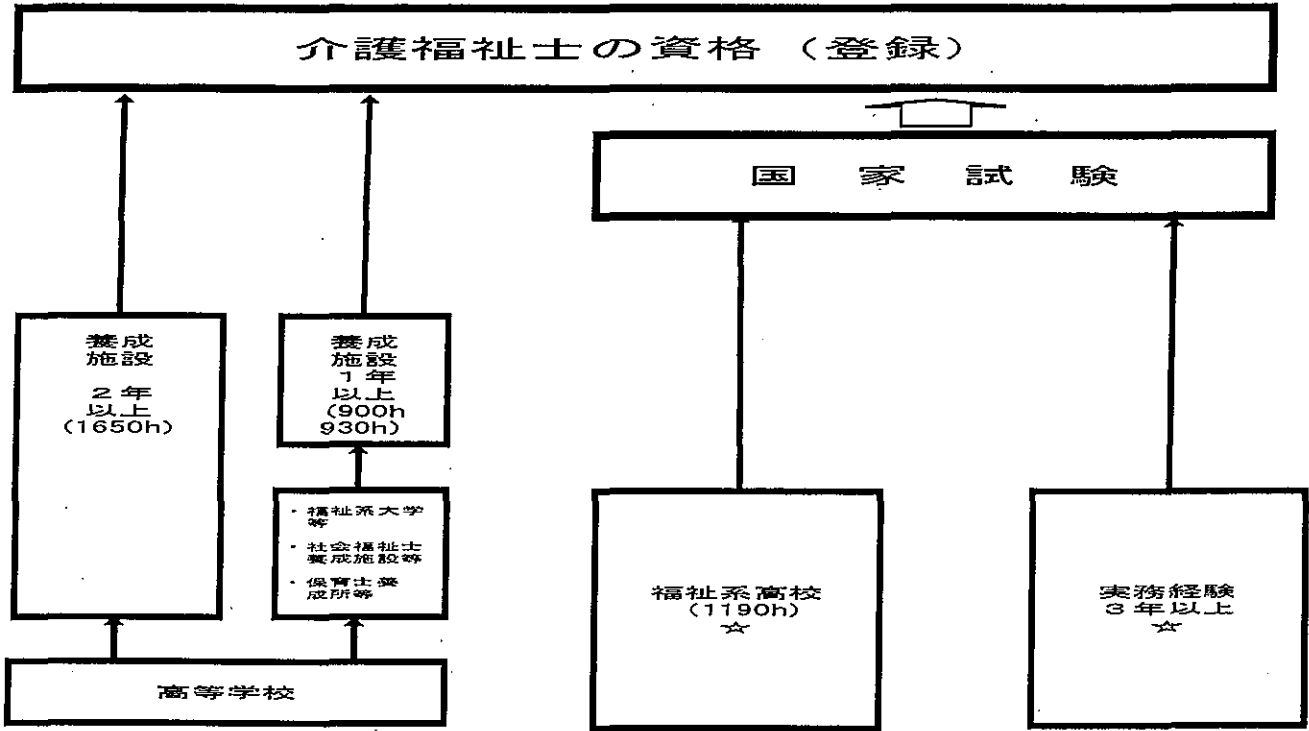
いずれの推計を使用しても、2014年(平成26年)の介護職員数は140~155万人程度であり、今後10年間で年間平均4.0~5.5万人程度の増加と見込まれる。		2004年 (平成16年)	2008年 (平成20年)	2011年 (平成23年)	2014年 (平成26年)	2024年 (平成36年)	2030年 (平成42年)
	【A】のケース	100.2	127.1	141.7	156.4	—	—
	【B】のケース	施設 29.8 在宅 70.4	122.2	132.0	146.6	—	—
	【C】のケース		124.6	135.9	150.8	—	—
	【D】のケース		116.4	129.1	138.1	178.7	189.6

<出典> 2004年(平成16年)の介護職員数 : 2004年(平成16年)介護サービス施設・事業所調査

(注5)【C】のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したものの。

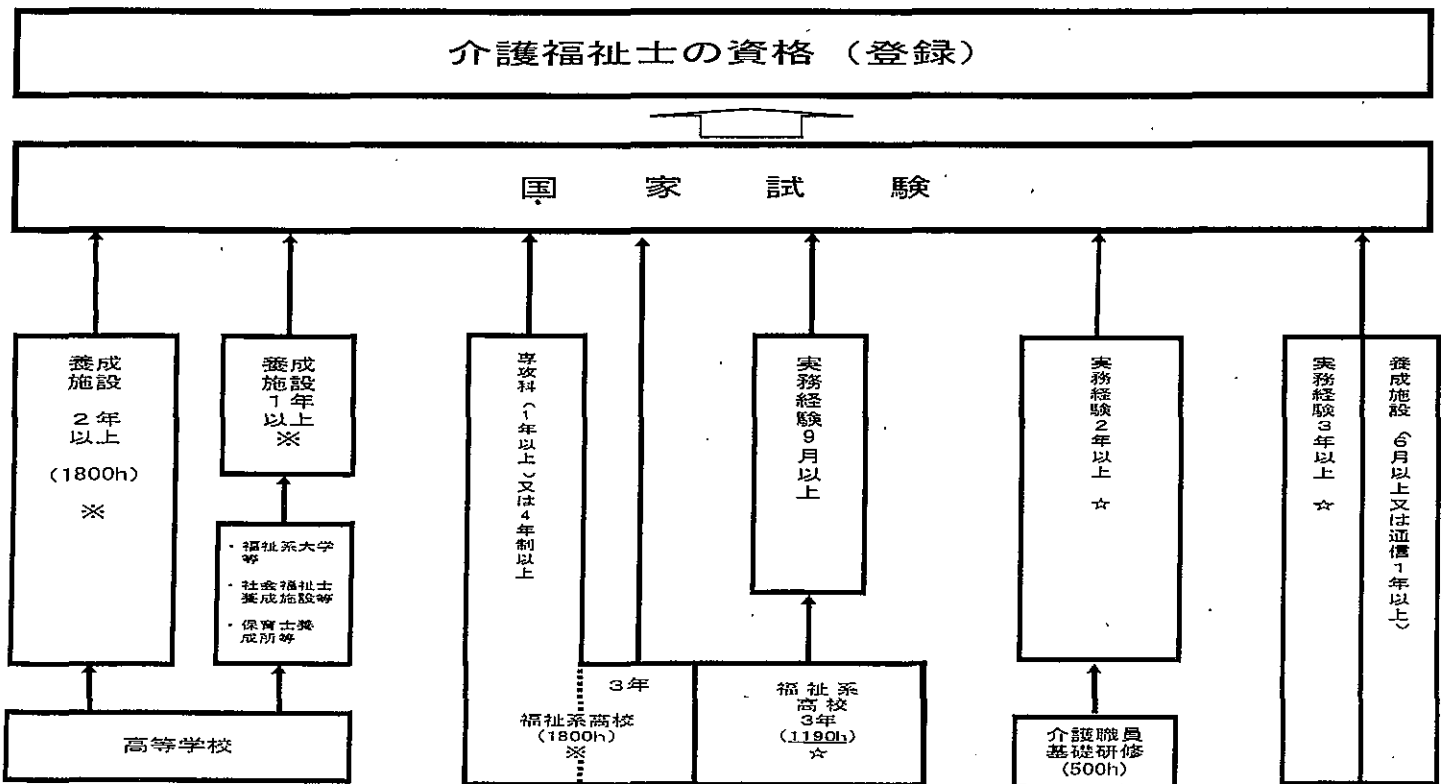
※2004年(平成16年)の介護職員数の、常勤職員と非常勤職員の内訳  
 施設 : 常勤25.9万人(86.7%)、非常勤 4.0万人(13.3%)  
 在宅 : 常勤33.4万人(47.5%)、非常勤37.0万人(52.5%)

介護福祉士の資格取得方法見直し案のイメージ  
〔現行〕



☆：介護技術講習受講者は、実技試験免除。

〔見直し（案）〕



☆：介護技術講習受講者は、実技試験免除。  
※：一定以上の養成プロセスを経たものは、実技試験を課さない。

# 履修科目・教育内容の抜本的見直し

〔資格取得後〕

「尊厳を支えるケア」の実現

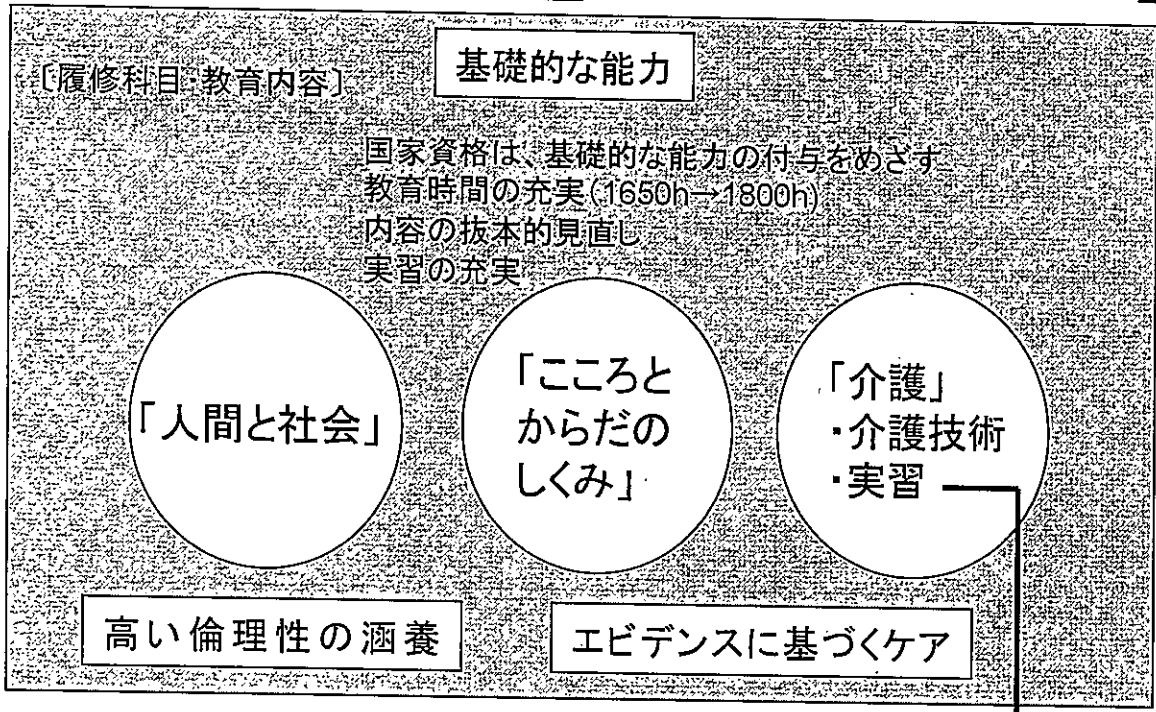
生涯を通じた能力開発  
 ・OJT  
 ・研修システム  
 ・より専門的な資格の導入

利用者本位

- ・選択・自己決定
- ・説明責任

多職種協働によるチームケア

- ・コミュニケーション能力
- ・関連領域の理解
- ・適切な記録



これからの介護ニーズ  
 政策の方向

- ・施設中心→地域・在宅重視
- ・心理的・社会的ケアの充実
- ・予防からリハビリテーション、看取りまで
- ・「個別ケア」
- ・一人でも基本的な対応ができる

実習のあり方の見直し  
 ・養成施設と実習施設の関係  
 ・実習施設の要件  
 ・実習指導者の養成 等

養成校の基準の見直し  
 教員資格の見直し

介護の現場を踏まえた実践的教育

- ・「情報収集→アセスメント→介護計画→実施→評価」の介護過程に対応
- ・小規模・多機能、地域密着、居住系サービス、ユニットケア等の新しい方向に対応

# カリキュラム・シラバス見直しのイメージ

1650時間

1800時間程度

h 1 2 0	基礎科目 (内容自由)	講義	120
------------------	----------------	----	-----

専 門 分 野  (1530h)	社会福祉概論	講義	60
	老人福祉論	講義	60
	障害者福祉論	講義	30
	リハビリテーション論	講義	30
	社会福祉援助技術	講義	30
	社会福祉援助技術演習	演習	30
	レクリエーション活動援助法	演習	60
	老人・障害者の心理	講義	60
	家政学概論	講義	60
	家政学実習	実習	90
	医学一般	講義	90
	精神保健	講義	30
	介護概論	講義	60
	介護技術	演習	150
	形態別介護技術	演習	150
介護実習指導	演習	90	
介護実習	実習	450	

人間と社会	倫理、心理、法律、情報処理 等 社会保障の制度
-------	----------------------------

こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ
-------------	-------------

介 護	介護技術 介護概論 生活の援助 基礎介護技術 介護過程 等
	介護実習